安然の三昧耶戒説について(二)

窪田哲正

一

前稿（本誌三五―一）では安然の『具支灌頂』をもとに、彼の三昧耶戒説について考察した。しかしまだ残された問題も多い。今回はこの安然の三昧耶戒説の中の、結縁・具支両灌頂における戒の分別について、東寺の杲昇（一三〇六―一三六二）が疑難をたてている問題についてふれてみたい。

『大日経疏』五「具縁品之余」に、古来多くの議論をよんだ結縁、具支両灌頂の三昧耶戒のちがいについて釈す次の一段がある。

(A)阿闍梨（中略）当観二彼情機一、讃二揚密教一、発二生楽欲一、堅二固其心一、并為レ分二別十種方便学処一。然此三世無礙智戒、凡結縁者皆令二予聞一。其四種根本及三昧耶又一偈則当二耳語戒一之。具支灌頂者乃応レ聞耳。(1)

この一段中の「然此」以下の文は色々な読み方がなされるが、多くの場合は次のように読まれている。

(B)然らば此の三世無礙智戒は、凡そ結縁の者にも皆予め聞かしむ。その四種根本及び三昧耶、又一偈は則ち当に耳語して之を戒しむべし。具支灌頂の者のみ乃ち応に聞くべきのみ。(2)

これを図示すれば

結縁者――三世無礙智戒
具支灌頂者――四種根本、三昧耶、一偈

となる。しかし右の如く読む以外にも、(A)中の「四種根本及三昧耶又一偈」の句は、区切り方によって色々な読み方が可能である。そしてその読み方のちがいに応じて、そこで示される戒の数やまたその指示する戒の内容もかわってくる。このため今問題とする『疏』の文は多様な解釈をうみだすことになり、さすがのかの碩学杲宝も

其四種根本等者、当段釈古来諸師料簡多端、是非難レ弁。(3)

と嘆ずるほどである。さて本稿で問題とするところは、この『疏』の一段についての安然の解釈（と杲宝が理解したところ）に対する杲宝の疑難の当否である。

二

安然がこの『疏』の四種根本段を如何に理解したか[4]ということについて、杲宝は『大日経疏演奥鈔』十一で次のように述べている。

(C)若依二以前所注安然、玄静説一、四種根本者、当二七戒中第三一。……三昧耶者、当二第六戒一。……又一偈者、……具支灌頂九云、耳語一偈遂無矣。然六巻略出経第五金剛頂略出法云……。恐是以二此誡文一代二彼耳語偈一而已已上[5]。

杲宝のこの説は安然の『具支灌頂』三の説を踏まえている。安然はそこで「大悲胎蔵入曼荼羅之前有二七種戒一」として

(D)㈠受方便学処五戒十善法戒
㈡三世無礙智三平等戒
㈢真言門行菩薩根本四重禁戒
㈣真言門行菩薩十重禁戒
㈤入三昧耶耳語一偈戒
㈥四波羅夷三昧耶戒
㈦持明禁戒

の七種の戒をあげる。そして安然はこれら諸戒を結縁と具支とに分別して

(E)此七戒中、耳語一偈(一)三昧耶戒、持明禁戒、但須二具支灌頂一者聞。其前無障礙戒、方便学戒、根本四重、十重禁戒、乃至結縁灌頂之者皆令二予聞一[6]。

と示す。この中の「耳語一偈三昧耶戒」の語を一語と読むか、あるいは二語に分けて読むかで右の解釈は少しかわる。そこで右の安然の意を確かめるために、杲宝も言及する玄静(一八九〇―九〇四―)の『嘉会壇』の説を参照してみよう。いうまでもなく玄静は安然の付法の弟子で、師説に忠実なことはこの書からも、あるいはまた他の資料[7]からも知られるのであるが、彼は次のように述べる。

(F)夫大悲胎蔵入曼荼羅前、有二四種戒一。一者受方便学処五戒十善法戒、二者三世无障导智三平等戒、三者真言門行井根本四重禁戒、四者真言門行井根本十重禁戒也。又有二三種一。一者入三昧耶耳語一偈戒、二者四波羅夷三昧耶戒、三者持明禁戒。但此等具支灌頂者、所レ応レ得レ聞也[8]文。

すなわち「耳語一偈」と「三昧耶戒」とは分けて読むことがわかる[9]。これら(E)と(F)を参照して安然の立場を図示すると

結縁――無障礙戒、方便学戒、根本四重、十重禁戒
具支――耳語一偈、(四波羅夷)三昧耶戒、持明禁戒

となる。杲宝はこの『具支灌頂』の説を踏まえて今問題とする『疏』の文について、安然は「四種根本」を(D)の第三に、「三昧耶」を第六に、また「一偈」を第五の戒に配当したと理解したのであった。

ところがこのように考えると、すなわち杲宝の安然理解にしたがうと、一つの問題が生じてくる。それは(A)の『疏』の

文を、(B)の如く読めなくなるということである。(B)の読み方では「四種根本」、「三昧耶」、「一偈」は具支所受とされるが、しかるに安然は(E)の如く、七種戒中第三の根本四重禁戒を「乃至結縁」と、また第六の四波羅夷三昧耶戒をただ「具支」のみの所受と弁別するのである。このため『疏』(B)の読み方での）と杲宝の理解した安然説（(C)とがあわないのである。そこで杲宝はこのことについて安然を批判して次のようにいう。

(G)安然・玄静意、以二四根本一為二結縁所受一、以二四波羅夷一為二具支所受一。爾者当段疏釈可レ読二文点一与。結縁者皆令二予聞一其四種根本一於、及三昧耶一上又一偈一上於波則当二耳語戒一之、可レ訓レ之。但此義不レ合二当段文勢一、及三昧耶及字所顕、応下与二上句一一類上、然分配二属二機一、非無レ疑矣。(10)

すなわち安然、玄静の意では、『疏』の文を「結縁の者は皆、予めその四種根本を聞かしむ。及び三昧耶と又一偈とをば、則ち当に耳語して之を戒しむべし」と不自然な読み方をせねばならなくなるというのである。たしかに「及」の字で結ばれた二語を分断して、二つの文に分けて読むのは無理な感がある。

三

しかしここで考えてみるに、はたして安然ほどの人がこのような強引かつ不自然な読み方をするであろうかとの疑問が生ずる。そこでもう少し安然の意を考えてみる必要がある。

まず最初に検討せねばならぬことは、(C)の杲宝の安然理解が本当に正しいのかということである。すなわち安然は、杲宝がいう如く、七種戒中の第三の根本四重禁戒を『疏』の「四種根本」にあてていたのかということである。結論的にいうならば、安然は『具支灌頂』で『疏』の前の一段をしばしば引用するが、しかし「四種根本」を七種戒の第三に、また「三昧耶」を第六戒に配すると明言することはないのである。では何故、杲宝は前の如き理解をしたのであろうか。その背景を考えてみるに、そもそもこの問題の根源は、『大日経』及び『疏』に二種類の四重禁戒が説かれていることにある。(D)の『具支灌頂』七種戒中の第三と第六である。そして「具縁品疏」にいう「四種根本」がそのいずれにあたるかということについては、古来諸師の見解が分かれるところであった。杲宝の解説(11)によれば、たとえば安然と同時代の般若寺観賢（八五三―九二五）は、「学処品疏」の四重、つまり(D)の第三戒をそれにあてるが、一方後世の静誉（一一〇五頃）、頼宝（一一七九―一三三〇）等は「具縁品」の四波羅夷三昧耶偈の四重、(D)の第六戒をそれにあてるという。遼の覚苑の『義釈演密鈔』(12)も後者の立場である。このように二通りの解釈があったのであるが、杲宝は安然が『具支灌頂』であげた七種

戒中、第三の根本四重禁戒を最重視する[13]ことを踏まえて、前の(C)の如く考えたものと思われる。たしかに『具支灌頂』では(D)の第三戒は「根本四重禁戒」、「四根本戒」と称され三昧耶戒の根本戒とされている。しかるに一方、第六戒も「耳語三摩耶偈根本四重」、「三昧耶四根本重」、あるいは前戒と全く同様に「根本四重禁戒」とも呼ばれ、根本の称を付されている。故に安然は、たとい彼が第三戒を最重視したとしても、今問題とする『疏』の「四種根本」を、第三ではなく第六の戒とみなしていたと考えることも可能なのである。もしそうであれば、(G)の如き不自然な読み方をしなくてもすむのである。そして実はこの考え方を成立させる資料がある。

四

安然の『大日経供養持誦不同』二「十六、授三昧耶戒法」に次の一節がある。

(H)次教二十種方便学処一、但四根本及耳語偈、唯具支灌頂者具足聞レ之[14]。

ここでは明確に「四根本」と「耳語偈」とがただ具支灌頂者の受けるところと示す。そうすると前の(E)の如く安然は、耳語一偈と四波羅夷三昧耶戒と持明禁戒とを具支所受と説くのであるから、当然ここにいう「四根本」とは四波羅夷三昧耶偈の四重戒ということになる。すなわち安然は『疏』の「四種根本」を、杲宝が理解した如く(D)の第三戒ではなく、第六戒と考えていたことがわかる。ただそうすると『疏』の

四種根本及三昧耶又一偈

の「三昧耶」とは何かという疑問がおきる。杲宝は安然義としてこれに第六戒をあてていたからである。しかしこの問いは、安然が『持誦不同』では『疏』ではなく『義釈』に拠るという点に留意すればすぐに答が得られる。『義釈』では右の箇所は「四種根本三昧耶一偈[15]」となっている。つまり『疏』に比べ「及」と「又」の字がない。これは「四種根本と三昧耶一偈」と読まれる。故に『持誦不同』では「三昧耶」と「一偈」とを二語に分けて考えず、「(耳語)三昧耶の一偈」すなわち「耳語偈」と理解するのである。これは『具支灌頂』(D)でいえば第五戒を指す。このように『持誦不同』の説を参照して考えれば、安然は『疏』の「四種根本」を(D)の第六戒に、「三昧耶又一偈」を第五戒とみなしていたといえる。であれば、杲宝の(G)の如き無理な読み方をする必要はなくなるのである。

しかしこのように考えても依然として残るのは次の二つの疑問である。その第一は、安然は少なくとも『具支灌頂』三では『義釈』ではなく『疏』の文に拠るのであり、ならば「三昧耶又一偈」の「又」の字を彼が如何に理解していたのかということである。また次の疑問は、安然は何故『持誦不

同』では『義釈』をもちい、一方『具支灌頂』では『疏』と『義釈』とを混用したのかということである。まず第一のことから考えてみよう。結論からいうならば、安然は『具支灌頂』において『疏』の文を引いていてもこれを『義釈』の意で読んでいた、すなわち「又」の字は無視されていたと考える。このように考える根拠の一つとして、玄静の『入曼荼羅受菩薩戒儀』（金剛界）がある。彼はこの書の中で次の如く記す。

(I)諸阿闍梨戒相中説曰二波羅夷罪一、今此戒儀不レ説之。今検二大日経義釈一、云二四根本及三昧耶又一偈則当耳(語の字欠か)戒之、具支灌頂(者の字欠か)可レ聞云々。故恐戒儀因レ玆欠而不レ説歟。(16)

すなわち諸師の戒儀に載す「波羅夷罪」を、この戒儀に説かぬのは、『義釈』（ここでも『義釈』というも『疏』を引く）の「四根本」以下の文に拠るからだという。ところで玄静は(F)で見た如く、明確に入三昧耶耳語一偈戒、四波羅夷三昧耶戒、持明禁戒の三戒を具支所受とするのであるから、この(I)の「四根本」は四波羅夷三昧耶戒であり、「三昧耶又一偈」は当然「入三昧耶耳語一偈戒」ということになる。残る持明禁戒は灌頂時に受けるものではないので今は関係しない。このようなことから安然、玄静は『疏』の文をもちいつつも、「又」の字の無い『義釈』の意においてこれを読んでいたことがわかる。然らば何故安然はこのように『疏』と『義釈』とを混用したのかというのが第二の問題である。ことに不可解なのが『具支灌頂』における両書の依用の態度である。この書では巻一から巻三までと、巻六の途中以降では「義釈云」として現行『疏』の文を引き、その中間―すなわち巻四から巻六の途中まで―では「本義釈云」として『義釈』の文をもちいるのである。玄静の記(17)によれば、この書は「草案」であり未完成のものだとされるが、しかしそれにしても今のところ安然の意図はわからない。

五

以上『疏』の「四種根本」以下の文をめぐる杲宝の安然批判を検討し、それがあたらぬものであることを明らかにした。しかしもし小稿の立場が正しいとするならば、当然に、では安然が最重視した第三戒と『疏』の前の一段との関係はどうなるのかとの疑問がうかぶであろう。前述の如く杲宝の理解は、安然が(D)の第三戒を重視することを、彼がよく認識していたが故になされたものであった。この点杲宝の誤解も無理からぬ面があったといえる。しかし彼は今の『疏』の一段をめぐる安然説において重大な一点を見落していた。それは、安然の(E)の文中における「乃至」の一語である。そこでのこの言葉の意味は必らずしも明確ではないが、これは「(具支灌頂者)乃至結縁灌頂之者」の意だと理解すべきであろう。(18)

このように考えれば、第三戒は(G)において杲宝が理解した如く、それはけっしてただ結縁所受の戒とされていたわけではないことが明らかとなる。逆にいえばそれは第六戒の如きただに具支所受の戒でもなく、結縁・具支両灌頂受者の通じて受けるべき戒とされるのであって、それ故にこそ三昧耶戒の根本戒たるものということができるのである。杲宝の安然説誤解の端緒は、彼が「乃至」の語に留意せず、結縁、具支両灌頂所受の戒を峻別したことにあるといえる。

1　続蔵一・三六・一・七九紙。

2　続蔵本の返り点に従う。このような三世無礙智戒を結縁者も受ける戒とする読み方（例、栂尾祥雲『秘密事相の研究』一一八頁）に対し、それを結縁、具支両戒の総称とみなす読み方もある（例、神林隆浄『国訳一切経・経疏十四』「大日経疏」一五九頁）。前者の方が一般的である。

3　『大日経疏演奥鈔』大正五九・一一八上。

4　安然は『具支灌頂』三では「義釈云」として『疏』を引く（後述）。

5　注3に同じ。

6　日蔵八一・一一頁。

7　例えば玄静の胎の三昧耶戒儀は全面的に安然の『具支灌頂』の説に拠る。前掲拙稿及び真言全二七・二〇頁以下参照。

8　『大悲胎蔵嘉会壇中修灌頂時七日行法々用次第』二（早大教林文庫蔵写本）参照。なおこの文は『阿娑縛抄』（仏全三五・九九頁）に引用されている。この書は諸目録では六巻とされるが、現行本は上下二巻。ちなみに本書の内容（特に巻二）も多く『具支灌頂』に拠るため、古来安然作と誤解される程であった。『阿娑縛抄』（同前・一二六頁）、『渋谷目録』上・五〇〇頁等参照。

9　これを「耳語一偈の三昧耶戒」と読み一つの戒と解する例に、古くは仁空『遮那業案立草』（大正七七・二三五下及び二三六上）があり、仁空は右の語を(D)の第六戒を指すと考えたようである（ただし後人の送り仮名の誤りの可能性もある）。また最近の例では福田堯穎『続天台学概論』（二〇七頁）がある。福田氏は右戒を(D)の第五戒とみなす。しかしこれらはいずれも安然の意ではない。ちなみに福田氏は右の読み方をしたため、(E)の「根本四重」に(D)の第六戒をあてる結果となった。これを結縁者も受ける戒とするのは(F)から考えてもおかしいし、また何よりも氏の解釈では(D)の第三戒の位置づけが欠落する。

10　大正五九・一一八中。

11　『演奥鈔』（大正五九・一一八以下）に諸説を紹介する。ただし観賢の『疏鈔』の説（仏全四二・二九頁）は、必らずしも杲宝のいう如く(D)の第三戒の意とは断定できない。

12　続蔵一・三七・一・五八紙。また目についた所では『渓嵐拾葉集』中の一説（大正七六・七八五中）も同説。

13　前掲拙稿参照。

14　大正七五・三〇二上。

15　続蔵一・三六・四・三〇六紙。

16　真言全二七・一六頁。

17　『阿娑縛抄』（仏全三五・一二五頁）。

18　前注9　福田氏前掲書（同頁）参照。

〈キーワード〉　安然、三昧耶戒、杲宝

（県立高校教諭）